

第三次計画における基本目標ごとの取組み（案）

第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画
(計画期間：平成 27 年度から平成 31 年度)

基本目標 1 就業支援

就業あっせん

【第二次計画の施策評価（現状と課題）】

- ・母子家庭等就業・自立支援センター
⇒ 大阪マザーズハローワーク等への連携誘導等により相談者数が減少傾向。今後も関係機関と連携のもと、身近な地域で相談が受けられるよう総合的な支援体制の整備を行うとともに、企業等への働きかけによる企業開拓や就職情報提供等の機能を一層発揮させることが重要。
- ・一般市等就業・自立支援事業
⇒ 単独でのニーズがなく、他の関連事業により対応が可能といった一般市（福祉事務所設置市町）が大半を占め、今後は関連事業間の連携を促進する取組みが必要。【※目標 H20：2 市→H26：15 市 [4 市]】
- ・母子自立支援プログラム策定等事業
⇒ 一部未実施市も見られるが、「生活保護受給者等就労自立促進事業」や「地域就労支援事業」等の連携・活用により対応が行われており、今後はこれら事業の連携を促進する取組みが必要。
【※目標 H20：18 市→H26：30 市 [23 市 中核市移行 2 市除く]】

第三次計画の項目・目標等

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携
- 地域就労支援事業による就労支援
- 母子・父子自立支援員による就業相談
- OSAKAしごとフィールドによる就労支援
- 国の公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供
- 公共職業安定所（ハローワーク）における就業紹介

【第三次計画の具体的取組み】

- ▶ 母子家庭等就業・自立支援センター事業において、身近な地域で就業相談に応じるため、大阪マザーズハローワークや地域就労支援事業等との連携、市町等への出張相談、インターネット相談を実施する。
母子・父子自立支援員等に対する研修及びひとり親家庭の子どもに対する就業相談等支援を実施する。
- ▶ 一般市及び子ども家庭センターにおいて、ひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムの策定及びハローワークが実施する「生活保護受給者等就労自立促進事業」等関連事業との連携強化を促進する。
- ▶ 地域就労支援事業、就業・自立支援センター事業、ハローワーク、大阪マザーズハローワークやOSAKAしごとフィールド等関係機関の連携による相談者一人ひとりに応じた就労支援を実施する。
- ▶ 母子・父子自立支援員による、地域における母子父子福祉推進委員、民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等との連携を通じたきめ細かな相談対応を行う。
母子家庭等就業・自立支援センター等関係機関とのネットワークの活用や他事業との効果的な連携による就業・自立支援を実施する。
- ▶ 母子家庭等就業・自立支援センターに対し、ハローワーク、大阪マザーズハローワーク、福祉人材支援センター等との連携による積極的な求人情報提供及び全国のハローワークが保有する求人情報のオンライン化による情報提供、求人求職のマッチングの強化を図る。

職業訓練等の実施・促進

【第二次計画の施策評価（現状と課題）】

- ・職業的自立促進事業
⇒ 受講者の就職率は大幅に向上。引き続き就職率を維持する取組みに努める。
- ・就業支援講習会
⇒ ひとり親家庭等在宅就業支援センター事業と併せて、受講者の就業率 9 割以上を維持。引き続き、取組みを強化する。
- ・母子家庭等自立支援給付金事業
⇒ 平成 24 年度に一般市全市町において事業実施。国の制度改正に伴う支給期間短縮等により、母子寡婦福祉資金等の利用も併せ、資格取得を後押しし、安定雇用につなげていく支援が必要。
【※目標 教育訓練給付 H20：28 市町→H26：30 市町 [28 市町]、
高等技能訓練 H20：27 市町→H26：30 市町 [28 市町]（※いずれも中核市移行 2 市除く）】

第三次計画の項目・目標等

- 公共職業訓練の実施
- 就業支援講習会の実施 [各年度：受講者の就業率 9 割以上]
- 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施 [親の学び直しの事業実施 H31 年度：10 市]
- 技能習得期間中の生活資金貸付の実施
- 職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）の推進

【第三次計画の具体的取組み】

- ▶ ひとり親家庭の親等のニーズや企業の求人ニーズに応じた職業訓練の実施や訓練委託先の就職支援、ハローワークとの連携による就職率の向上を図る。
- ▶ 母子家庭等就業・自立支援センター事業において、ニーズの高い、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施及び受講後の求人情報提供等の支援を実施する。
- ▶ 親の学び直し支援を視野に正規雇用等安定就業につなげるため、一般市への自立支援給付金事業等の実施を働きかける。
- ▶ 自立支援給付金事業等制度との連携による、母子・父子・寡婦福祉資金（生活資金）の適正な貸付を実施する。
- ▶ 職業能力の習得が必要な方等の安定雇用への移行を促進するため、ジョブカードを活用したキャリア形成支援や座学と実習を合わせた実践的な職業訓練を実施する。

就業機会創出のための支援

【第二次計画の施策評価（現状と課題）】

- ・事業主に対する雇用の働きかけ
 - ⇒ 母子家庭等就業・自立支援センター事業等の取組みを通じた事業主への母子家庭の母の雇用の働きかけを行うとともに、公正な採用選考が徹底されるよう、企業啓発を実施。
- ・母子家庭の雇用に配慮した官公需発注の推進
 - ⇒ 「行政の福祉化」による総合評価入札制度や指定管理者制度での雇用を目的とした官公需発注を推進。引き続き取組みを行うとともに、市町村への取組みの働きかけが求められる。
- ・公務労働分野における非常勤職員雇用に向けた取組み
 - ⇒ 「行政の福祉化」の取組みや「特別措置法」の趣旨を踏まえ、母子家庭の母の非常勤雇用実績が増加傾向。引き続き積極的な取組みを行うとともに、市町村への取組みの働きかけが求められる。

第三次計画の項目・目標等

- 民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ
- ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進
- 母子・父子福祉団体等への業務発注の推進
- 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取組み
- 母子・父子福祉団体が行う事業に対する貸付け
- ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援
- 特定求職者雇用開発助成金等の活用
- 試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進
- 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

特別措置法が
求める取組み
の一般市への
働きかけ
⇒H31、全市町

【第三次計画の具体的取組み】

- ▶ 母子家庭等就業・自立支援センター事業等の取組みやさまざまな機会、媒体を通じ、民間事業主へのひとり親家庭の親の雇用の働きかけを行う。
- ▶ 「行政の福祉化」の取組みである総合評価入札制度、指定管理者制度を通じたひとり親家庭の親の雇用の促進を行うとともに、一般市への取組みに向けた働きかけを行う。
- ▶ 母子・父子福祉団体等が、ひとり親家庭の親の就業の促進につながるよう、物品や役務の調達などの業務の発注を推進する。
- ▶ 父子家庭の父も対象に、母子家庭等就業・自立支援センターを通じ、引き続き母子家庭の母等の非常勤職員の雇用の拡大に努めるとともに、一般市への取組みに向けた働きかけを行う。
- ▶ 母子・父子福祉団体が事業を行う場合やひとり親家庭の親等が共同で事業を行う場合の母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行う。
- ▶ 母子家庭の母や父子家庭の父の試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期雇用や各種助成金を活用した正規職員等への転換等を促進する。

【第二次計画の施策評価（現状と課題）】

- ・保育所優先入所の推進
 - ⇒ 母子寡婦福祉法の改正や国通知の趣旨に基づき、ひとり親家庭の親が就業や求職活動等を十分に行うことができるよう、保育所優先入所の取組を市町村に働きかけている。
- ・多様な保育、子育て支援サービスの提供、放課後児童健全育成事業の充実
 - ⇒ 延長保育、休日保育、夜間保育、特定保育、子育て短期支援の各事業は、平成16年に策定された次世代育成支援法の行動計画により着実に実施。放課後児童クラブは、国補助要件の改正等により、運営を一層向上する動きとなっており、多様化する保護者の就労形態や養育に対応するため、今後とも計画的に推進していく必要がある。
- ・母子家庭等日常生活支援事業
 - ⇒ 一般市での実施は平成25年度で11市町（平成26年度には枚方市が中核市に移行と2市減により8市町）。派遣実績は平成22年度以降、年々減少。利用条件や利便性が悪く、未実施市の多くではファミリー・サポート・センター事業の利用を誘導していることが要因の一つ。今後、利用しやすいファミリー・サポート・センター事業の負担軽減措置についても検討していく必要がある。【※目標 H20：10市→H20：30市 [8市]】
- ・公営住宅の優先入居の推進等
 - ⇒ 府営住宅において、募集戸数の概ね6割をひとり親世帯や高齢者等の福祉世帯向け募集として実施し、平成25年度から父子世帯にも拡大。市町営住宅については、市町に指導等を行い、35市町中、26市町で優先入居の仕組みが導入。なお、希望する方がすぐに入居できない課題もある。

第三次計画の項目・目標等

- 保育所等優先入所の推進
- 多様な保育、子育て支援サービスの提供
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用
- 生活支援講習会等事業の実施
- 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援
- 公営住宅における優先入居の推進等
- 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等
- 子どもの学習支援等の推進（学習ボランティア事業等の一般市への働きかけ⇒ H31 全市町）

【第三次計画の具体的取組み】

- ▶ ひとり親家庭の親が就業や就職活動が十分に行うことができるよう、ひとり親家庭の児童の保育所等の優先入所や離婚直後の生活の激変を緩和する必要がある場合における最優先入所について市町村に働きかけを行う。
- ▶ 地域の実情・ニーズを踏まえ、保育所における一時預かり、延長保育等事業や子育て短期支援事業、放課後児童健全育成事業を、平成26年度に策定する「子ども総合計画（仮称）」に位置付け、計画的に推進する。
- ▶ 日常生活支援事業の家庭生活支援員として、ヘルパー等有資格者の母子家庭の母等を積極的に活用するとともに、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進するため、利用者に対する負担軽減等の措置について、市町村に働きかける。

- ▶ ひとり親家庭等生活向上支援事業において、就労や家事、育児、健康面での諸問題の解決等を図るため、生活支援に関する講習会を実施する。
- ▶ 18歳未満の子どものいる母子家庭で、子どもの福祉を図る必要があり、施設利用を希望する場合、母子生活支援施設を利用することにより、子育てや生活の自立を支援する。
- ▶ 府は、市町が地域の実情に応じて、ひとり親世帯を対象にした市町営住宅への優先入居の仕組みを導入するよう、指導、助言を行うとともに、民間賃貸住宅への居住の安定を図るため、家主や宅地建物取引業者に対し、入居制約の解消に向けた啓発を行う。
- ▶ 離職により、住居を失った場合等で、所得等が一定水準以下の方に対し、福祉事務所設置市町において、住宅確保給付金を支給することにより、安定した住居確保につなげるとともに、就労による自立を図る。
- ▶ 子どもの貧困率が高いとされるひとり親家庭の児童等に対し、学習支援ボランティア事業等を通じ、学習意欲の喚起や学習支援等を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等と連携し、相談体制の充実や福祉制度につなげる支援体制づくりに努める。併せて、一般市において、学習支援ボランティア事業や学習支援事業（生活困窮者支援制度）の実施を働きかける。

基本目標3 養育費の確保等

【第二次計画の施策評価（現状と課題）】

- ・養育費相談支援センター事業の推進
 - ⇒ 国の養育費相談支援センターと連携を図り、専門員や弁護士による相談体制の整備を実施。民法改正の影響により相談件数が増加傾向。養育費の受給率は依然として低く、受給率向上に向けた実効的な取組みが必要。【※目標（アンケート）調査 「①（時々）受け取っている 母子世帯 15.5%の向上、② 何もしていない 母子世帯 77%の低減 [H26 調査①15.1% ②79%]】
- ・法律相談事業の実施
 - ⇒ 出張相談会の内容の拡充 【※目標 H20：10市→H26：15市 [28市]】
- ・母子自立支援員等による相談機能の強化
 - ⇒ 母子自立支援員に対し、離婚に際する養育費の確保を行う手続きや先進事例等を踏まえた研修を実施。

第三次計画の項目・目標等

- 養育費相談支援センター事業の推進 [養育費の取り決めをした又は受け取っている割合の向上]
- 法律等相談事業の実施
- 面会交流に向けた支援
- 母子・父子自立支援員等による相談機能の強化
- 公益社団法人家庭問題情報センターとの連携

【第三次計画の具体的取組み】

- ▶ 養育費相談支援センターや市町村等と連携し、児童扶養手当現況届提出時などさまざまな機会を活用して、養育費確保に関する情報提供等を行う。
 - 母子・父子自立支援員等に対し、実践的な研修を実施するなど、知識・技能の向上に努め、養育費の受給率向上を図る。

- ▶ 養育費の取り決めや履行確保、多重債務問題など法律問題についての弁護士等による専門相談を実施するとともに、身近な地域における相談体制の整備を図るため、市町とも連携し、引き続き出張相談会を実施。
- ▶ 平成24年の民法改正により規定された「面会交流」をスムーズかつ継続的に行うことができるよう、適切な助言や情報提供等支援を行う相談体制の整備を進める。
- ▶ 母子・父子自立支援員が実施する相談において、離婚に際しての養育費の確保や、面会交流を行う手続き等について、適切な助言や情報提供ができるよう研修等により相談機能を強化する。
- ▶ 家庭問題情報センターと連携し、養育費の確保や面会交流の実施等に関する支援を行うとともに、母子・父子自立支援員等に対しての研修や必要な情報提供等を行い、相談支援の強化を図る。

基本目標4 経済的支援

【第二次計画の施策評価（現状と課題）】

- ・母子寡婦福祉資金の適正な貸付業務の実施
 - ⇒ 貸付金の貸付件数、金額が減少傾向。安易な貸付による生活窮乏等を防止するための貸付基準の明確化と計画的な償還を可能にするため審査の厳格化を行ったためと考えられる。今後も経済的自立を図る制度として、個々のニーズと生活状況等にあった貸付業務の適正化を図るとともに、父子家庭の対象拡大に伴い、積極的な制度周知が必要。

第三次計画の項目・目標等

- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付事業の実施
- 児童扶養手当の適正な給付業務の実施等
- ひとり親家庭医療費助成等の実施
- 各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援

【第三次計画の具体的取組み】

- ▶ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金が父子家庭にも拡大されたことに伴い、一般市との連携により制度周知に努めるとともに、母子・父子自立支援員に対する研修等により、適正かつ円滑な貸付を実施。
 - 平成25年度からの貸付金システムの導入に伴い、プライバシー保護に配慮した貸付業務の実施や支給手続き期間の短縮を図るとともに、個々の事情を勘案し、適正な償還に対応する。
- ▶ 市町村との連携により、児童扶養手当制度に関する情報提供を行い、プライバシーの保護に配慮し、適正な給付業務を実施するとともに、その窓口において、就業相談や必要な情報提供を積極的に行うことにより、ひとり親家庭の自立支援を実施する。
- ▶ 対象者にとって重要な役割を担うひとり親家庭医療費助成等を、将来的にも持続可能な制度とする観点に留意し、引き続き助成に努める。
- ▶ 府内私立高等学校、私立中等教育学校（後期課程）、専修学校高等課程に在籍する保護者等の経済的負担を軽減するため、基準額未満の所得世帯に対し、授業料支援補助金を支給する。
- ▶ 全ての意思のある生徒が安心して教育が受けられるよう、府内に在住する低所得者の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給する。
- ▶ 大阪府育英会を通じ、奨学金や入学貸付を行う。

【第二次計画の施策評価（現状と課題）】

・母子自立支援員等による相談事業の実施

⇒ 母子自立支援員の相談件数は平成 21 年度をピークに減少傾向。相談内容の主なものとして就労や母子寡婦福祉資金が多いが、貸付金償還に係る相談については府の機構改革による業務移管等で平成 23 年度から大幅減少。同支援員の役割は非常に重要であり、今後も一層の相談機能の強化を図る必要がある。母子福祉センターの相談は、平成 22 年度以降増加傾向で、特に離婚前相談が増加しており、今後、こうした相談に適切に対応する必要がある

【※目標 アンケート調査：支援員に相談された方 母子世帯 5.3%、父子世帯 3.1%向上 [H26 調査 母 4.7%、父 5.7%]

・土日・夜間相談事業

⇒ 【※目標 アンケート調査：相談先がない 母子世帯 8.8%、父子世帯 13.8% [H26 調査 母 9.5%、父 19.1%]

・配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施

⇒ [※目標 アンケート調査：ひとり親になった理由「暴力」母子世帯 11.5% 寡婦 2.1% [H26 調査 母 12.6%、寡婦 5.2%]

・母子福祉推進委員による情報提供等の充実

⇒ 母子福祉推進委員と母子自立支援員は連携を図り、母子家庭等に対する相談や情報提供を行うこととしているが、支援者間での連携がほとんど図られていない状況。今後、双方が顔の見える支援者として連携を図っていく必要がある。

・府・市町村担当課による情報提供等の充実

⇒ 母子福祉センターのホームページの携帯向けサイトの開設や府、市において事業PR冊子を作成し、相談窓口配布しているが、相談窓口や制度が分からないといった声も多く、今後、市町村とも連携し、さらなる事業周知等に努める必要がある。

第三次計画の項目・目標等

- 母子・父子自立支援員等による相談事業の実施 [支援員に相談された方の割合の向上]
- 土日・夜間相談事業の実施 [相談先がないとした方の割合の低減]
- 配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施
- 子ども家庭センター等による相談事業の実施
- 母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実 [推進委員と自立支援員との連携市町等の倍増]
- 府・市町村担当課による情報提供等の推進 [公的施設や制度を知らなかった方の割合の低減]
- 関係機関等との相互連携の推進 [公的施設や制度を利用したことがある方の割合の向上]
- 学校等教育機関との連携の推進

【第三次計画の具体的取組み】

- ▶ 母子・父子自立支援員は、地域における母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等との連携により、離婚前相談をはじめ、日常生活面のさまざまな相談にきめ細かく対応するとともに、就業・自立支援センターやハローワーク等とのネットワークを活用し、就業を支援する。
- ▶ 夜間、土日において、ひとり親家庭の子どもの養育や就業に関するさまざまな悩みの電話相談を実施する。
- ▶ 配偶者からの暴力に悩む女性のために女性相談センターや配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ府内 6 か所の子ども家庭センターで専門相談を実施する。

- ▶ しつけや子育てをはじめ、不登校、非行、子育て等の心配ごとについて、府内 6 か所の子ども家庭センターで専門の職員が相談支援に応じる。
- ▶ 母子父子福祉推進委員が母子・父子自立支援員等と連携を強化し、適切な支援等が行えるよう、研修等を通じて知識、技能の向上を図るとともに、お互いが接する機会の提供等に努める。また、市町村等とも連携しながら、「顔の見える」母子父子福祉推進委員となるよう、広報・啓発に努める。
- ▶ 相談先がない、相談先が分からない方のために、府は市町村等と連携して、広報紙やホームページ等の活用によるほか、パンフレットの作成配布等により、事業や制度の周知に努めるとともに、母子・父子福祉センターや他の支援機関と連携して相談窓口等の周知を図る。
- ▶ 市町村においては、制度や施策を紹介したリーフレット等をひとり親家庭等福祉担当課や戸籍等担当課の窓口で置くとともに、児童扶養手当等の現況届提出時などさまざまな機会を活用して、積極的な制度等周知や利用促進に努める。
- ▶ 母子・父子自立支援員や就業・自立支援センターをはじめ、母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員等地域で支援の担い手となる関係者に対し、必要な情報提供等を行い、相互の連携強化に向けた取組みを促進する。また、ハローワーク等への必要な情報提供等をはじめ、福祉事務所や社会福祉協議会、隣保館等の専門機関の相互連携を図り、適切な関係機関につなぐ支援体制づくりを促進する。
- ▶ 学校等に派遣、配置されるスクールソーシャルワーカーに対し、ひとり親家庭等に対する相談窓口や制度の周知等を行うなど連携を図り、支援を要する保護者や子どもに必要な制度や関係機関につなぎ、適切な支援が行えるよう体制づくりを図り、子どもの貧困対策の推進にも努める。

【第二次計画の施策評価（現状と課題）】

・人権教育・啓発に関する施策の推進

⇒ 企業に対する公正な採用選考に関する啓発を通じて、ひとり親家庭等の人権問題への取組みを推進した。また、宅地建物取引業者への民間賃貸住宅への入居制約の解消に向けた啓発研修等を実施した。

第三次計画の項目・目標等

- 人権啓発に関する施策の推進
- 入居制約解消に向けた啓発の実施
- 企業に対する公正採用に関する啓発の実施
- 個人情報の取扱い等に関する取組みの推進

【第三次計画の具体的取組み】

- ▶ 人権啓発冊子等により、結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組む。
- ▶ 家主や、宅地建物取引業者に対する入居制約解消に向けた啓発を行う。
- ▶ 企業に対する公正な採用選考に関する啓発を通じて、ひとり親家庭等の人権問題への取組みを進める。
- ▶ 母子・父子自立支援員や相談関係者間で、支援を要するひとり親家庭等の情報を共有化できるよう必要な取組みを進めるとともに、母子・父子自立支援員等に対し、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、研修等を通じて意識啓発や資質の向上に努める。